

	ご質問	お答え
1	3月分の請求書はいつ発送するのか。	4月8日(金)から順次発送しており、4月11日以降に発送した分は速達で発送しています。 なお、中国電力エリア、中部電力エリア及び関西電力エリアの需要家に対する発送状況は以下のとおりです。  [中国電力エリア] 発送予定日:4/14(木)  [中部電力エリア 及び 関西電力エリア] 発送予定日:4月検針日から5~7営業日後 なお、これらのエリアの需要家に対する請求書は以下の①と②の請求書に分けてお送りする見込みです。 ①2月検針日から3月検針日までの期間の請求書 ②中部電力エリア:3月検針日から3月15日までの期間の請求書 関西電力エリア:3月検針日から3月22日までの期間の請求書
2	3月分の電気使用量を早く知りたいので、口頭で教えてほしい。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
3	違約金の取り扱いはどうなのか。 3月分の電気料金と相殺してよいか。	契約書に違約金の定めがある場合に限り、3月分の電気料金との相殺について破産管財人は認める方針です。 詳しくは、3月分の電気料金の請求書に同封した破産管財人からの文書をご確認ください。
4	違約金の計算方法を教えてほしい。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
5	違約金の金額を教えてほしい。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
6	損害賠償金は3月分の電気料金と相殺できるのか。	破産手続開始決定のあった3/25までに発生した損害賠償だけが相殺できます。 3/26以降の分は、破産後に発生したもので、破産前の利用分の電力料金とは相殺できません。 詳しくは、3月分の電気料金の請求書に同封した破産管財人からの文書をご確認ください。
7	新しい契約先との差額は損害賠償として支払ってもらえるのか(電気料金と相殺できるのか)。	破産手続開始決定のあった3/25までに発生した損害賠償だけが相殺できます。 3/26以降の分は、破産後に発生したもので、破産前の利用分の電力料金とは相殺できません。 詳しくは、請求書に同封された破産管財人名義の文書をご参照下さい。
8	相殺後、残った支払額分の請求書は発行してもらえないか。	相殺後の請求書の発行は予定していません。 あくまでホープエナジーから需要家に対する請求額は請求書記載の金額であり、相殺後の残額をホープエナジーが請求するものではないためです。
9	契約書に「相殺」ができるといった文言がないが、相殺できるのか。	契約上に「相殺」の文言がない場合でも、ホープエナジーと需要家が、それぞれ相手方に対する弁済期を迎えた債務を負う場合は法律上相殺することができます。 そのため、需要家がホープエナジーに負う3月分の電気料金支払債務と、ホープエナジーが需要家に対して負う違約金(損害賠償金)支払債務が相殺できることとなります。
10	損害賠償金の計算方法を教えてほしい。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
11	損害賠償金の金額を教えてほしい。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
12	破産手続開始決定日(25日)の翌日(26日)以降の損害賠償金を支払ってもらえるのか(電気料金と相殺できるのか)。	破産手続開始決定のあった3/25までに発生した損害賠償だけが相殺できます。 3/26以降の分は、破産後に発生したもので、破産前の利用分の電力料金とは相殺できません。 詳しくは、請求書に同封された破産管財人名義の文書をご参照下さい。
13	法律上の相殺禁止、とは何か。 なぜ、開始決定日の翌日以降の損害賠償請求を3月分の電気料金(保証金)と相殺できないのか。	破産法では、破産後に発生した債権は、破産前の料金とは相殺できないことになっております。
14	26日以降の損害賠償金は、配当の対象となるのか。	26日以降の損害賠償金は「劣後的破産債権」に該当します。 権利行使を希望される場合、債権届出書の「債権の内容及び原因」欄に「劣後債権」と記載し、金額を記載して提出してください(金額が未確定の場合は「額未定」とお書きください)。 なお劣後的破産債権は、普通破産債権の配当率が100%を超える破産財団がないと配当はされませんので、債権者のご判断によりますが、あえて破産債権届出をしなくてもかまいません。
15	普通破産債権、劣後的破産債権とは何ですか。	普通破産債権は、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権です。普通破産債権は、破産手続で配当が実施される場合、普通破産債権の金額に応じて配当を受けることとなります。 劣後的破産債権は、破産手続開始後の債務不履行によって生じた請求権などがあります。劣後的破産債権は、破産普通破産債権の配当率が100%を超える破産財団がないと配当はされないため、一般的には配当を受けることは見込めません。
16	3月分の電気料金と、違約金と損害賠償金を相殺したが、3月分の電気料金を超過することになった。超過分を支払ってほしい。	超過分(違約金・3/25以前の単価差額)は普通破産債権となりますので、超過分の権利行使を希望する場合、請求書に同封した債権届出書を提出してください。破産管財人において債権を調査したうえで、追って破産配当が可能になれば、配当対象となります。 なお、配当の可能性、時期は未定です。配当できるときは、改めて破産管財人から通知書が届きます。
17	違約金や損害賠償金の計算に時間がかかるので、3月分の電気料金と相殺せず、3月分を支払いたい。	需要家の判断により、相殺せずに3月分の電気料金をお支払いいただいてもかまいません。 但し、相殺後に、相殺しなかった違約金、損害賠償金を破産管財人が需要家にお支払(返金)することはできません。この場合、当該違約金、損害賠償金は普通破産債権となるため、債権届出書を提出いただき、破産事件において配当が実施されれば、配当を受けていただくこととなります。
18	破産会社に対する違約金は、一定の期日を過ぎると延滞金(遅延損害金)が発生することになるが、延滞金について支払ってもらえるのか。また、延滞金と電気料金を相殺してよいか。	破産手続開始決定日の翌日以降(3月26日)以降に発生した違約金の「延滞金」は、破産前の利用分の電力料金とは相殺できません。

19	違約金の金額を間違えてしまった(正しい金額>需要家計算額)。差額を返還してほしい。	[3月分の電気料金の支払前の場合] 正しい金額で相殺してください(正しい金額で相殺通知書を提出してください)  [3月分の電気料金を支払い済の場合] 既にお支払いいただいた電気料金との相殺はできません(超過分の返還はできません)。
20	違約金の金額を間違えてしまった(正しい金額<需要家計算額)。差額を返還したい。	3月分の電気料金をお振込いただいた口座にお振込ください。
21	損害賠償金の金額を間違えてしまった(正しい金額>需要家計算額)。差額を返還してほしい。	[3月分の電気料金の支払前の場合] 正しい金額で相殺してください(正しい金額で相殺通知書を提出してください)  [3月分の電気料金を支払い済の場合] 既にお支払いいただいた電気料金との相殺はできません(超過分の返還はできません)。
22	損害賠償金の金額を間違えてしまった(正しい金額<需要家計算額)。差額を返還したい。	3月分の電気料金をお振込いただいた口座にお振込ください。
23	損害賠償金は実額で相殺したいが、実額が確定するまでの間、3月分の電気料金の支払を留保してよいか。	留保してかまいません。実額で相殺する際、実額のデータなどをご提出いただいた上で、精査させていただくことになります。ただし、3/25までの実額が確定したら、ただちに相殺内訳の通知書をご送付いただき、相殺しきれない電気料金の残額があれば、お支払いください。
24	送られてきた請求書支払期限が(例えば)4月28日となっているが、契約書では、支払期限は請求書が届いてから30日以内だったはず。いつが支払期限なのか。	契約書に定められた支払期限が、請求書が届いてから30日以内となっている場合、それまでにお支払ください。また、契約書上、「ホープエナジーが指定した日」が支払日となっている場合も、3月分の請求書の発送が遅れたことから、請求書が届いてから30日以内の支払でかまいません。
25	概算計算で相殺した場合、実額が確定した段階での精算は可能か。	請求書に同封した破産管財人からの文書に記載のとおり、概算計算によって相殺なさった方は、その相殺で確定したものとし、後日実損額との乖離があっても、実損と概算との精算はしないものとします。
26	相殺内訳の通知書の記載方法を教えてください。	ホープエナジーコールセンター(092-716-1470)にお問い合わせ下さい。
27	振込先口座は変わるのか。 2月分、3月分は破産管財人の銀行口座に振り込むことになるのか。	振込先口座は変更しません。従前どおり、みずほ銀行あるいは三井住友銀行のホープエナジー名義の口座にお振込みください。破産管財人においてその口座で受領します。
28	ホープエナジー名義の口座に振り込んでよという破産管財人の書面が欲しい。	ホープエナジーのHPIに掲載しておりますので、ご確認ください。
29	(これまでクレジット払いだった需要家から)振込払いであれば、領収書を発行してほしい	銀行振込明細書を領収書に代えさせていただきます。
30	需要家所定の振込依頼書がほしい。	破産管財人において内容を確認した上、検討させていただきます。用紙をお送りください。 madoguchi@hope-energy.co.jp 検討した上で、破産管財人事務所から個別に回答いたします。
31	債権届出書は、調達場所単位で提出する必要があるのか。 それとも法人単位(自治体単位)で提出する必要があるのか。	債権届出書の提出方法は、各需要家の判断に委ねております。 同一法人格・同一自治体単位で提出いただいても、調達場所単位で提出いただいても構いません。 破産管財人は債権届出書ごとに認否を行う予定です。
32	破産債権の届出期限はいつなのか。	債権届の提出期限は5月16日です。
33	破産債権届出書には証拠のコピーをつけると書かれているが、どういふものが必要か。	契約書や入札要綱などは不要です。 違約金・単価差額を届け出る場合は、 ①概算で相殺した後の残額を届け出る方は、相殺内訳の通知書をつけていただければそれで結構です。 ②実損額で相殺した残額を届け出る方は、実損額を示す証拠のコピー(単価・使用料金がわかる書類)を添付してください。
34	破産債権届出書はどこに送るのか。	破産管財人事務所に送って下さい。 破産管財人からお送りした請求書に同封した紙に宛先を記載しておりますので、切り取って封筒の表面に貼ると便利です。
35	(需要家が違約金または損害賠償金を債権届出する場合) 破産債権届出書の「債権の種類」をどれを選べばいいですか。また、「債権額」の記載は、違約金と損害賠償金を合計した金額から、電気料金の相殺で差し引いた金額を考えてよいか。	「債権の種類」…□その他(立替金、求償金等) 「債権額」…お考えのとおりです。 なお、「債権の内容及び原因」欄には「別紙のとおり」などと記入した上で、適宜の書式の別紙を付けて具体的な内容を記載ください。
36	債権者集会はいつ、どこで行われるのか。	2022年8月3日(水)午後2時です。場所は、東京都千代田区霞が関にある裁判所の家簡地裁合同庁舎5階です。集会会場の案内についてはホープエナジーのHPIに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、出席は義務ではなく任意です。欠席されても不利益はありません。
37	コロナ下だがそれでも集会には出なくてはいけぬのか。 集会に出ないと不利益はあるのか。	現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京地裁では、集会にはなるべく出席されないようお願いしています。 集会後に債権者からご希望があったときは、債権者であることを確認のうえ、集会後に集会での配布資料をお送りします。 集会に参加しないことで不利益は生じません。
38	どうして福岡地裁ではなく、東京地裁なのか	債権者数が多数に及ぶと思われる事件については東京地裁が管轄を持つという破産法の規定があるためです。

39	配当はあるのか。いつころか。	まだわかりません。 今後、破産管財人が債権届出の内容や金額を調査して確認します。 債権調査を経て債権の額が認められると、配当ができる状況になったときには、配当の案内が郵送されます。
40	(送電業者等からホープエナジーに対する)「債権」残高を確認する書面を発行してほしい。	ホープエナジーに対する債権の金額については、債権届出書を提出いただき、その後に破産管財人が行う債権認否において、その金額の存否を明らかにしていくことになります。債権認否以外に、破産管財人が個別に債権者の債権額を確認する内容の書面の発行は予定していません。
41	(需要家がホープエナジーに対して負う電気料金支払債務等の)「債務」残高を確認する書面を発行してほしい。	ホープエナジーから需要家に送付した請求書によって、需要家がホープエナジーに対して負う債務の金額をご確認ください。破産管財人から個別に「債務」残高を確認する書面の発行は予定していません。